

## 第 2 回

# 総会議事録

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 日 時 | 令和 2 年 8 月 1 2 日 (水) 9 時 3 0 分 |
| 場 所 | 山形市庁舎 1 1 階 大会議室               |

山形市農業委員会

# 総会委員名簿

令和2年7月20日現在

| 出欠 | 議席 | 氏名     | 役職等              |
|----|----|--------|------------------|
| 出  | 1  | 安達 良一  |                  |
| 出  | 2  | 石川 富夫  | 運営委員             |
| 出  | 3  | 高橋 徳郎  | 編集委員             |
| 出  | 4  | 井上 敏嗣  |                  |
| 出  | 5  | 今野 智夫  |                  |
| 出  | 6  | 丹野 都弘  | 第3ブロック長          |
| 出  | 7  | 阿部 芳徳  | 第2ブロック長          |
| 出  | 8  | 草苺 典美  | 運営委員             |
| 出  | 9  | 丸子 宏   | 編集委員             |
| 出  | 10 | 長澤 弘   | 農政委員会委員長、運営委員    |
| 出  | 11 | 鍵水 豊   |                  |
| 出  | 12 | 日下部 洋一 |                  |
| 出  | 13 | 梅津 茂   | 第4ブロック長、編集委員     |
| 出  | 14 | 小松 武   | 編集委員             |
| 出  | 15 | 新関 さとみ | 編集委員             |
| 出  | 16 | 金子 祐一  | 農政委員会副委員長、運営委員   |
| 出  | 17 | 工藤 篤   |                  |
| 出  | 18 | 佐藤 幸悦  | 運営委員             |
| 出  | 19 | 會田 典男  |                  |
| 出  | 20 | 推名 俊明  | 第1ブロック長、編集委員     |
| 出  | 21 | 森田 誠一  |                  |
| 出  | 22 | 伊藤 博良  |                  |
| 出  | 23 | 遠藤 紀江  | 会長職務代理者、編集委員会委員長 |
| 出  | 24 | 大築 義雅  | 会長               |

## 第2回総会 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 議長就任

第4 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第5 議 事

議 第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第9号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第5条届出書の受理について

(3) 農地改良届出書の受理について

(4) 農地改良完了報告書の受理について

(5) 農地法第5条の規定による許可について

(6) 農地法第5条届出書受理通知書の返戻について

6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和2年9月14日（月）

次回の委員調査について 令和2年9月10日（木）

7 その他

8 閉 会

## 第2回総会議事録

(令和2年8月12日(水) 市庁舎 11階 大会議室)

出席委員 24名

欠席委員 0名

開 会 午前9時30分

|       |  |
|-------|--|
| 事務局次長 | <p>開会の前に現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数24名、出席委員数24名、欠席者はありません。出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>総会の内容につきましては、議事録を作成し、インターネットで公表を行っております。</p> <p>議長は、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はございません。</p> <p>それでは、会長より開会及びあいさつをお願いします。</p> |
| 議 長   | (開会) 及び (あいさつ)   |
| 議 長   | <p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>   |
| 議 長   | <p>異議なしと認め、議事録署名委員については、12番 日下部 洋一委員、13番 梅津 茂 委員にお願いし、書記に小笠原 主幹を任命します。</p>   |
| 議 長   | <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議 第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事 務 局 | <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>議 第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。2ページの47号から5ページの58号までの10件です。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>47号、48号について、賃借権設定による農地所有適格法人の新規参入です。前回保留となった案件で、委員調査案件となっております。</p> <p>51号について、無償受贈による経営拡張です。</p>  |

譲受人は農業をして40年になる方で、現在、1人で農業に従事しております。

3ページをお願いします。

52号について、所有権移転による経営拡張です。

譲受人は農業をして40年になる方で、現在、子と2人で農業に従事しております。

53号について、所有権移転による経営拡張です。

譲受人は農業をして10年になる方で、現在、両親と3人で農業に従事しております。

54号について、所有権移転による経営拡張です。

譲受人は農業をして40年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。

4ページをお願いします。

55号について、所有権移転による経営拡張です。

譲受人は農業をして20年になる方で、現在、両親と3人で農業に従事しております。

56号について、規則第17条第2項の規定による下限面積の指定を受けた一体利用農地の買受です。委員調査案件となっております。

57号について、農業者年金設定のための使用貸借権の設定です。

借り人は農業をして10年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。

58号について、農業者年金再設定のための使用貸借権の設定です。

借り人は農業をして21年になる方で、現在、1人で農業に従事しております。

以上、調査の結果、事務局説明案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

47号、48号案件について、18番 佐藤 委員から報告をお願いします。

佐藤 (幸) 委員

18番 佐藤です。

47号案件、48号案件について報告します。

申請地は議案書記載のとおりです。

この案件は、7月の総会からの継続案件となっております。

借受人は、農地所有適格法人です。会社の概要ですが、令和2年4月30日、山形市において農業経営に参入するために設立されました。主に赤ソバの生産及び販売を見込んでいる会社です。

法人代表者は、新庄市の認定農業者です。家族で新庄市、舟形町にて3町歩余りの借入農地で営農し、主に水稻とソバを栽培してきました。この度、山形市において法人としての農業経営を始めようと農地借入の申請に至っております。

赤ソバ栽培については、高瀬上東山地区の遊休農地解消対策として山形初の赤ソバ栽培に取り組んで欲しい、と地区団体により依頼を受けたことによります。申請地一帯は仙台方面から車で通行の際に良く見える場所であり、花の美しさと食味の良さを新たな観光資源として地区の活性化に繋げたいとの計画に賛同し、また、現在経営する建築物管理・産廃処理業の会社事務所が山形市内にあり通作が可能であることから山形市での営農を決意し、地区の協力を得て今回の賃借権設定を行うものです。

個人としてではなく法人として参入した理由は、今後赤ソバをPRしていくにあたり、生産者が一個人よりは法人である方がブランド力や信頼度が高いこと、また経営が軌道に乗るまでの資金繰りのため、日本政策金融公庫からの融資を活用する希望があるからとのことです。

賃貸借契約の概要ですが、契約期間が■■■■、賃借料は10aあたり■■■■で、総額■■■■です。

現在の営農状況ですが、山形は0です。

栽培計画ですが、申請地には赤ソバを作付する計画です。長野県にて日本の風土に合った赤ソバを信州大学と共同開発した■■■■に種の購入と営農指導を依頼しているとのことです。

農作業の従事者については、法人代表者が155日、使用人2人がそれぞれ150日と120日従事するという事です。営農指導は■■■■から受けるという事です。また、会社事務所から申請地までの通作距離は、約18km、車で37分程かかるという事です。

農業機械の所有ですが、トラクター・軽トラックを代表者個人から、乾燥機・積載車を大蔵村のソバ組合から、リースする契約を取り交しております。今年度、汎用コンバインを1台購入予定でありまして、来年度に乾燥機1台を購入予定という事です。設置場所として、新庄市の自宅に置くという事です。

事業費・資金計画ですが、コンバイン購入費用として自己資金で、■■■■の事業費を計画しています。赤ソバは一般的なソバより収量が少なく、初年度で■■■■の収量を見込んでおり、1kgあたり、■■■■で販売予定です。売れ残った種は■■■■より買い取ってもらう承諾を得ているという事です。

地域での取り決め・協同活動等への参加についてですが、遊休農地の一部を借り受けてソバ栽培を行うため、周辺農地に影響を及ぼすことはないとしています。地域における取り決めを遵守し、話し合いや活動等へも参加していくとのことです。また、高瀬・上東山地区で農地の保全活動等を行っている■■■■より全面的な協力申し出があり、申請農地周辺一帯へのイノシシ進入防止柵の設置が決まっています。

以上、調査の結果許可相当と判断した次第です。ご審議よろしくお願ひします。

議 長

続きまして、56号案件について20番 推名 委員から報告お願ひします。

|         |  |
|---------|--|
| 推名委員    | <p>20番 推名です。</p> <p>申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>先月、一体利用農地として適用になった農地です。</p> <p>譲受人は、申請地に隣接する宅地を購入し建築中であり、申請地については家庭菜園として利用し自家消費分のそ菜の作付けを計画し申請に至りました。</p> <p>農作業従事は、本人が150日、妻が200日の予定です。</p> <p>使用目的は、家庭菜園として、さつまいも・じゃがいも・トウモロコシ・トマト・キュウリ・枝豆を作付けするということです。</p> <p>農業機械の所有状況ですが、肩掛け式の草刈機だけしか持っておらず、今から耕運機と噴霧器を購入の予定です。</p> <p>土地の価格ですが、総額 [REDACTED] です。10aあたりですと、[REDACTED] です。</p> <p>通作距離ですが、新築予定の自宅と隣接するので、0となります。</p> <p>譲受人の職業柄から、資材置場にならないか危惧されるようですが、そうゆうことにならないように、また、三年三作を守るようにお話をしたところです。</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断した次第です。皆さまのご審議よろしくをお願いします。</p> |
| 議長      | <p>ご苦労さまでした。ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>  |
| 丸子委員    | <p>9番 丸子です。</p> <p>前回、赤ソバが山形で作られているソバに対して交雑しないのかという質問に対して農政課に問い合わせるということだったが、農政課の回答はどのようなものでしたか。</p>   |
| 事務局     | <p>赤ソバの特性について、佐藤委員よろしいですか。</p>   |
| 佐藤（幸）委員 | <p>「でわかおり」と違い風味が良いそうです。ただ、収量が落ちるそうです。収穫期も「でわかおり」と比較しますと奥手、という品種だそうです。</p> <p>前回も言い忘れたのですが、交雑についての心配ですが、鉢物の販売は取り止めました、また、今のところ地域内でソバの栽培は行っていないのですが、今後誰かが作るとなった場合には、耕作地の変更も考えているということでした。</p> <p>売れ残った種子について、[REDACTED]さんより半分だけ自家採種の許可を得ているそうです。自家採種した種は自然乾燥するということでした。</p> <p>ただし、種子は、通常の乾燥をすると発芽率が落ちるということで、そば粉として販売する種は、発芽率が落ちないように低温乾燥するということでした。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>丸子委員から質問のありました農政課からの種子についての確認ですが、農政課から県と農協に種子の交雑について確認を取っていただきました。</p> <p>種子の交雑については、特段制限はしていないそうです。例えば現在「でわかおり」の栽培が中心になっていますが、そこに違う品種の物を植えることについて、制限そのものがないということだそうです。</p> <p>制限もできない、制限もしていないということではありますが、委員がおっしゃったように、赤ソバそのものの交雑を避けたいということもございまして、その点については万全の態勢で取り組んでいきたいと事業者はおっしゃっておりました。</p>   |
| 議長   | <p>今、お二方から説明がございました。</p> <p>丸子委員よろしいでしょうか。</p>   |
| 丸子委員 | はい。  |
| 議長   | 他にございませんでしょうか。   |
| 梅津委員 | <p>13番 梅津です。</p> <p>56号案件で資材置場にしないということだったのですが、それについて契約条項等で定めているのですか。</p>  |
| 事務局  | <p>そういった可能性はあるので、しないようにという説明をしております。一筆の農地を分筆しまして、道路の入り口部分に住宅を新築予定で、先月の総会で許可が下りております。入り口部分が住宅になって奥の部分が農地ですが、大きな石がございまして、使いづらいと推測されます。</p> <p>すぐ隣接する農地が遊休化していて継続的な指導をしている農地でございまして、常に推進員の方が見ている場所でもあります。農地パトロールの実施要項の中では、農地法の許可案件等の履行状況についても確認することになっておりますので、少なくとも三年間は継続させていただきます。特に見える場所ですので、特に言質を取らなくとも、本人の言葉は聞いておりますが、その心配はないと認識しております。</p> |
| 議長   | よろしいでしょうか。   |
| 梅津委員 | はい。ありがとうございます。   |
| 阿部委員 | <p>7番 阿部です。</p> <p>今委員調査の説明があったわけですが、要望として、内容を書面と写真等の資料にまとめて事前に配っていただければ、非常にわかり易くて有り難いと思います。ただし、今までこのような流れなのであれば、問題はないと思います</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>今のご意見に関しましては、特に面積の多いものについて、県の農業会議にお諮りする機会もありますが、そういった際にも、難しい、わかりにくいものに関しては、写真を回覧させていただいたりしております。わかりづらい案件と判断しましたら、調査する委員と相談しまして、写真等を添付した方がわかり易いものについては、今のご意見を参考にさせていただいて対処して参りたいと思います。よろしくをお願いします。</p>   |
| 議長   | <p>そのようなご回答でよろしいでしょうか。</p>   |
| 阿部委員 | <p>はい。</p>   |
| 議長   | <p>他にございませんか。</p>  |
| 議長   | <p>無いようですのでお諮りします。<br/>議 第6号について、許可することに異議ありませんか。<br/><br/>(異議なしの声あり)</p>  |
| 議長   | <p>全員異議なしと認め、議第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p>  |
| 議長   | <p>次に進みます。<br/>議 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局  | <p>議案書6ページをお願いします。<br/>議 第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。内容は、7ページの26号から8ページの31号の6件です。<br/>9ページをご覧ください。<br/>26号について、場所は蔵王上野で、市立蔵王第二小学校から東へ約1kmに位置し、1種農地と判断しております。<br/>転用目的は、一般住宅の建築です。<br/>借人は、現在、両親と姉の4人で生活しており、敷地内に分家住宅の新築を計画したものの、建築基準法の関係で敷地内への建築を断念し、現在の敷地に隣接する、当該農地を父から借り受け、住宅を建築しようとするものです。<br/>10ページをご覧ください。<br/>27号について、場所は下宝沢で、市立東沢小学校から南東へ、約410mに位置し、2種農地と判断しております。<br/>転用目的は、一般住宅の建築です。<br/>譲受人は、現在、市内の共同住宅で妻と2人で生活しておりますが、将来のこと考え、自身が希望する環境にある、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> |

|                        |   |
|------------------------|---|
| <p>議 長</p> <p>石川委員</p> | <p>11ページをご覧ください。</p> <p>28号について、場所は渋江で市立第七中学校から北東へ約500mに位置し、1種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、駐車場及び庭の設置です。</p> <p>譲受人は、申請農地に隣接する自宅に居住しておりますが、手狭であり、駐車スペース等が不足していることから、当該農地を譲り受け、駐車場及び庭を接地しようとするものです。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>29号について、場所は天神町で、市立第七中学校の西側に隣接する、1種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>譲受人は、現在、市内の共同住宅で生活しておりますが、同じく共同住宅で生活している両親と同居するため、戸建住宅を新築したいと考え、自身が希望する環境にある、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>30号について、場所は青柳で、県立中央病院から東へ300mに位置し、2種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、農家住宅の増築です。</p> <p>譲受人は、父親が所有する土地に自身が建築した農家住宅に、妻と両親の4人で生活しておりますが、息子夫婦が同居することとなり、手狭となることから、現在の敷地に隣接し、父親が所有する、当該農地を借り受け、住宅を増築しようとするものです。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>31号について、場所は黄金で、建築条件付きの宅地分譲です。委員調査案件となっております。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>31号案件について、2番石川委員から報告をお願いします。</p> <p>2番石川です。</p> <p>申請人及び内容は記載のとおりです。</p> <p>転用する目的ですが、建築条件付き宅地分譲9区画です。当該地は、近接に高速道路インターチェンジや主要道路があることから交通の便に優れており、また、商業施設や小・中学校も近くにあるなど、利便性の良い環境であることから、宅地分譲を計画すれば需要が見込めると申請に至りました。第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。なお、本件は建築を条件に宅地分譲を許可するものです。</p> |
|------------------------|---|

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>具体的な申請位置ですが、申請地は山形市立第二中学校より北西へ約630mの場所に位置する農地です。10ha以上の一団の農地の区域内にあり、土地改良事業施行農地であることから、1種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策としまして、汚水は公共下水道、生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透、最上川中流土地改良区からの意見書があります。</p> <p>その他としまして、土地取得費は[REDACTED]、坪当たりでは[REDACTED]、土地造成費は[REDACTED]、建築費は[REDACTED]です。一棟あたりの売買価格は[REDACTED]となっています。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。</p>   |
| 議 長   | <p>ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>  |
| 議 長   | <p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第7号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>  |
| 議 長   | <p>全員異議なしと認め、議 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。</p>   |
| 議 長   | <p>次に進みます。</p> <p>議 第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事 務 局 | <p>議案書15ページをお願いします。</p> <p>議 第8号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。内容は、16ページの20号から22号までの3件です。</p> <p>16ページをお願いします。</p> <p>20号、21号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で売買です。</p> <p>22号について、農地法第3条による貸借の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で貸付予定です。</p> <p>以上の案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認しており、離作補償はありません。</p> <p>農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議 長   | <p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>   |

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 議       | 長 | <p>無いようですのでお諮りします。議 第8号について、受理することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>  |
| 議       | 長 | <p>全員異議なしと認め、議 第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について、受理することに決します。</p>  |
| 議       | 長 | <p>次に進みます。</p> <p>議 第9号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事 務 局   |   | <p>議案書17ページをお願いします。</p> <p>議 第9号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、18ページの3号、1件です。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>3号について、場所は下東山で、一体利用農地等による指定です。委員調査案件となっております。よろしくをお願いします。</p>   |
| 議       | 長 | <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>3号案件について、20番 推名 委員から報告をお願いします。</p>   |
| 推 名 委 員 |   | <p>20番 推名です。</p> <p>申出人及び内容は記載のとおりです。</p> <p>申出人は、平成26年12月に父の死亡により申請地及び隣接農地を相続しましたが、遺された母も高齢で営農できず遊休化している状況でした。平成31年に現住所に住宅を求め母と共に転居し、今後も営農する意思はないとして買い手を探していました。</p> <p>先程の3条の51号案件になりますが、この度、本申請地に隣接する一帯の農地を贈与することにより、申請地が残ることになりました。当該地は公道に面しておらず、水路や段差等に囲まれた狭少農地で耕作不便のため周辺農地と一体での利用は難しく、また隣接する宅地を所有する小規模農業者が購入を希望しているため申請に至りました。</p> <p>隣接地の状況ですが、19ページの図を見ていただくと、1番から5番が3条案件の無償受贈の農地です。申請地は水路に囲まれています。9番の宅地との間にはコンクリートの擁壁があり、1m以上段差があり低くなっています。8番の宅地との間には幅1m程の水路がありまして、8番側が高くなっています。6番は宅地ですが、逆に申請地より1m近く低くなっています。3条案件の1番から5番は、数十cm高くなっています。9番の所有者が農地として利用したいということで申し出てくださって、これも無償受贈の予定でございます。</p> <p>農地に行くには、9番の住宅横の僅かな隙間から橋を架けて下がっていくような形になると思います。申出人は有効に活用していただけ</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>るのであれば無償受贈でかまわないということでした。</p> <p>この結果、一体利用農地として指定することが相当と判断しました。皆さまご審議よろしくお願ひします。</p>  |
| 議 長     | <p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>  |
| 草 苺 委 員 | <p>土地利用区分で農振外と入っていますけれど、農振地域から外れているのですか。こういった集落に隣接する土地は、農振の白地になるのが一般的だと思うのですが。</p>  |
| 事 務 局   | <p>農振外ということで担当が確認したということですが、なお確認をさせていただいて、訂正をさせていただく可能性もありますので、お時間をいただいでよろしいでしょうか。後ほど確認してご報告申し上げます。</p>   |
| 議 長     | <p>それでよろしいでしょうか。</p>  |
| 草 苺 委 員 | <p>はい</p>   |
| 議 長     | <p>それではよろしくお願ひしたいと思います。</p>   |
| 議 長     | <p>他にございませんか。</p>   |
| 議 長     | <p>無いようですのでお諮りします。<br/>議 第9号について、指定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>   |
| 議 長     | <p>全員異議なしと認め、議 第9号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、指定することに決めます。</p>   |
| 議 長     | <p>これで議事を終了します。</p>   |
| 議 長     | <p>次に、報告事項に入ります。<br/>報告事項の(1)から(6)まで、事務局から報告願ひます。</p>   |
| 事 務 局   | <p>続きまして、報告事項について説明いたします。<br/>20ページをお願いします。<br/>報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理につきましては、21ページの46号から23ページの58号まで13件を受理しております。<br/>次に、24ページをお願いします。</p> |

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | <p>報告事項（２）、農地法第５条届出書の受理につきましては、２５ページの１６号から２６ページの２３号まで８件を受理しております。</p> <p>次に、２７ページをお願いします。</p> <p>報告事項（３）、農地改良届出書の受理につきましては、２８ページの９号、１件を受理しております。</p> <p>次に、２９ページをお願いします。</p> <p>報告事項（４）の、農地改良完了報告書の受理につきましては、３０ページの１１号、１２号、２件について受理しております。</p> <p>次に、３１ページをお願いします。</p> <p>報告事項（５）の、農地法第５条の規定による許可につきましては、３２ページの８号から３３ページの２１号まで７件について許可書を交付しております。</p> <p>次に、３４ページをお願いします。</p> <p>報告事項（６）の、農地法第５条届出書受理通知書の返戻につきましては、３５ページの１号、１件について、記載の理由により受理通知書の返戻を受けております。</p> <p>事務局からは以上です。</p> |
| <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>   | <p>次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。</p> <p>次回の定例総会は、９月１４日月曜日に開催予定です。</p> <p>委員調査については、調査日は、９月１０日木曜日の予定です。</p> <p>調査委員については、１番 安達 委員、３番 高橋 委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、調査委員については、会長が議席番号順に２名を指名することとなっておりますが、運営委員会において、意見をお聞きし、初めて委員調査を担当される委員のみでの調査とならないよう配慮させていただくこととしますので、よろしくお願ひします。</p>   |
| <p>議 長</p> <p>丸 子 委 員</p> | <p>次に、７のその他について、何かございますか。</p> <p>９番 丸子です。</p> <p>新規就農の案件が毎月のように何件か出ているわけですが、昨年に七浦地区でも５０ａの田を購入して新規就農をする案件がありました。</p> <p>計画書は土地改良区・農協・防除組合に加入する内容でしたが、その後の状況を調査すると、農協・防除組合に加入していないことがわかりました。</p> <p>このことについて、地元の農業委員は何らかの指導が必要かお聞きしたい。</p>  |
| <p>事 務 局</p>              | <p>今の点でございますが、その後修正のあった千歳地区の案件について</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>ても、いろいろご意見をいただいております。</p> <p>農地パトロールの調査の中で、農地法3条についても履行状況ということで、確認することになっております。</p> <p>新規就農者の計画をちょうだいしております。ご自身が耕作をするという前提で私どもは許可をしておりますので、あらためて情報の交換をさせていただきながら、事務局の方から呼び出しをかける等して、状況の確認またはまずは事務局の方から指導をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| 議 長  | <p>まずは、事務局で指導をするということで大丈夫でしょうか。</p>   |
| 丸子委員 | <p>はい。</p>  |
| 議 長  | <p>他にございますか。</p>  |
| 草刈委員 | <p>こういった案件について、3年前に関係機関が一体的にサポートするという体制をとったはずだろうと思ったのですが。</p> <p>営農面については農業委員会、財務面ではJA、技術面では農業普及課、という関係先それぞれがチームを作って、新規就農者に対するサポートにあたるということです。</p> <p>問題があったら事務局が指導するというのではなく、普段からそういう体制をとらないと、新規就農者のサポートには繋がらないと思うのですが、いかがでしょうか。</p>     |
| 議 長  | <p>その通りでありまして、委員の皆さんはその場面、場面で該当者がたぶんいらっしゃると思います。</p> <p>私も旧市の人を1人担当しておりまして、年に1回、その3者の会合を持っています。</p> <p>要するに、就農給付金等との関係もありますので、その後どのような改善をされているのか、会合を催すのかと思っているのですが、丸子委員は、担当地区ですが農業委員としてその会議には入られていないのですか。</p>                             |
| 丸子委員 | <p>どのような会議なのですか。</p>  |
| 議 長  | <p>草刈委員がおっしゃったような形で、新規就農者を3者でサポートしていこうというようなことです。</p>   |
| 事務局  | <p>今の点、補足をさせていただきます。</p> <p>草刈委員と会長からお話をいただいているのは、平成30年に立ち上げられました新規就農受入協議会ということです。新規就農者のワンストップ窓口で農政課が窓口となっております。</p> <p>1人1人の就農相談から、農地の斡旋まで、農協と県も含む関係機関がサポートをしていこうということで、協議会が立ち上げられました。</p>   |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>新規就農受入協議会の基本的な考え方は、草苧委員からおっしゃっていただいた通りであろうかと思しますので、農政課に確認していきたいと思います。</p>  |
| 議長      | <p>他にございませんか。</p>   |
| 長澤委員    | <p>10番 長澤です。<br/>         前回私が担当した3条案件とも関連があるのですが、申請の段階では絶対にやりますということで許可をしているわけですが、許可後には申請どおりになっていない場合がある。<br/>         その後の我々の対応も大事だと思うが、許可を出す段階で、「許可後に適正な耕作を行わなければ許可を取り消す」、という文書をとって許可を出さないと駄目だと思う。そのあたりの検討をお願いしたい。</p>   |
| 議長      | <p>おっしゃる通りだと思います。そのことで皆さんもいろいろお悩みになりながら、1つでも良い方向で許可を出せるようにという形で指導をなさっていると私は認識しているところです。<br/>         事務局から補足はありますか。</p>   |
| 事務局     | <p>私どもは農地法の基準に従って許可をしなければなりません。<br/>         法人等の場合ですと、所有権移転ではなく、賃貸借や使用貸借に関しては、取り消しが可能な場合もございますが、所有権移転をしてしまいますと、基本的には覆すことができなくなります。<br/>         これについては、農地法及び国の農地事務取扱要領に沿って対応しないと、我々は訴えられる立場になってきます。<br/>         そういった前提がなければ、なかなか農業委員会単独では限界があると思っています。個人的な意見でございますが、よろしく願います。</p> |
| 佐藤（幸）委員 | <p>丸子委員のように私の地区でも同じようなことがあったのですが、申請時の計画通りでない場合に、罰則規定はないのですか。</p>  |
| 事務局     | <p>無いです。法人等の場合で、利用権設定の場合ですと、許可後の許可取り消しはありますが、所有権移転に関しては、そういった規定もありません。<br/>         丸子委員と佐藤委員がおっしゃった方については、不動産業者が仲介に入っております。場合によっては、今後農地を拡げていきたいという話もございました。<br/>         現在の状況を踏まえると、判断基準に適切な利用をしていないわけですから、新たな土地取得を防止するしかないと思っています。</p>   |
| 佐藤（幸）委員 | <p>農業委員会としては書類上の不備がなければ、許可せざるを得ない。私の地区の新規就農者に対して、計画どおりでないことを改善するように指導したが駄目だった。そのため何らかの罰則規定が必要だと思った。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | <p>罰則規定がないと増々同じようなケースが増えて荒廃農地が増える原因にもなると思う。</p> <p>今後、このような案件が増えて来ると懸念されます。ただ、私達の業務には新規参入の促進という様な業務がありますので、そのあたりとの兼合いを考えながら慎重な判断をするとともに、適切な指導を行っていかねばならないと思います。</p> <p>先程の意見はこれからの課題になってくると思います。ただ、罰則を設けた場合には、いろいろな問題が出て来るのではないかと思います</p>   |
| 工藤委員  | <p>17番 工藤です。私から2点程あります。</p> <p>「人農地プラン」のアンケートについて、集計がかなり進んでいると思うのですが、進捗状況と活用についてのスケジュールを教えてください。1点目です。</p> <p>もう1点が、国の「農の雇用事業」についてです。農業生産法人等に就農を希望する方が研修という形で入っているわけですが、そういった若い人がその法人組織に、ずっと社員という形で就農すれば問題ないわけですが、一方で将来独立したいということで「農の雇用事業」を活用して研修されている方もいらっしゃいます。</p> <p>そういった将来的に独立を希望している若い方は、生産基盤を持っていないわけですが、そういった時の支援が必要になってくるわけですが、そのあたりの考え方をお聞きしたい。</p> <p>また、一方で高齢世帯の農家が営農したいという時に、果樹農家の場合ですと、サクランボとかラフランスの木があった場合には活用できるわけで、それを事業承継という形でマッチングできないかと考えるわけですが、そのあたりの考え方を教えてください。</p> |
| 議 長   | <p>今の意見につきましては、農政委員会でもいろいろ議論する場所がございますので、事務局の方から簡単に説明をお願いします。</p>   |
| 事 務 局 | <p>まず「人農地プラン」については、農政課が主体となってアンケートの取りまとめを行いました。すべての地区で面積比50%以上を超えるようなアンケートの結果をもらっていると聞いております。そのアンケートの集計・分析と地図等の作成を農政課で進めながら、今後11月頃からだと思われる具体的な話合いのスケジュールに入る前段階として、各地区に説明と役割分担のお願いで回っております。</p> <p>新規就農者への土地の斡旋については、新規就農者受入協議会が平成30年に立ち上がりまして、農政課が窓口になっております。この窓口でご相談があった場合には、新規就農者ワンストップ窓口ということで、斡旋のご相談があった場合には農業委員会に話が来ます。具体的に何処で何を作りたいかとご相談があった場合には、事務局から各地区の農業委員へ斡旋の繋ぎのお話をさせていただくこととなります。</p> <p>また、平場の特に果樹園が問題になってきていると思います。1つ</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | の方法としまして、毎年農地の貸付売却意向調査を行っておりますので、毎年意向を示していただくことで、農地ナビへ入力して見ていただけるようになっております。<br>さらにどう活用していけば良いのかについては、農政委員会で議論をしていただければと思います。よろしいでしょうか。 |
| 議 長  | 工藤委員よろしいでしょうか。  |
| 工藤委員 | はい。   |
| 議 長  | 他にございますか。   |
| 議 長  | 何もなければ、これで第2回総会を閉会します。ご苦労様でした。<br><br>(閉会午前10時45分)  |

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長 ..... 

議事録署名委員 ..... 

議事録署名委員 ..... 